

# 「富山県消費生活出前講座」について

## 1 事業の趣旨

昨今、消費者トラブルは複雑・巧妙化し、悪質化する新手法の商法が次々と生まれ、県民の誰もが、いつ被害に遭うか分からない状況にあります。

こうした消費者被害の未然防止と早期救済のために、身近に起こっている消費者トラブルの内容や対処法を学ぶことが大切となります。

また、子どもの頃から人や社会、環境に配慮したエシカルな消費行動に心がけることで、トラブルに巻き込まれない消費者力を身につけることが期待されます。

この講座は、幅広い世代の方ご自身に消費者トラブルの対処法等について学んでいただくとともに、高齢者・障害者など配慮が必要な方の見守り活動に活かしていただくこと、さらに、SDGs などについて学んでいただくことを目的として開催するものです。

## 2 講座の概要

### (1) 実施対象団体

**若者、勤労世代、子育て世代、高齢者、障害者など幅広い世代、立場の方を対象とします。人数の目安は、おおむね10人以上のグループでお願いします。**

例・高齢者の見守りを行う団体・グループ(老人クラブ、民生委員・児童委員協議会、地域包括・在宅介護支援センター協議会 等)  
・障害者等の見守りを行う団体・グループ(障害者団体、施設職員、家族の会 等)  
・町内会、公民館、児童クラブ、PTA、職場のグループ、各種サークル、子育て支援センター 等

### (2) 派遣講師等

富山県消費生活推進リーダー又は富山県消費生活センター職員が出向きます。  
なお、講師派遣費用は無料です。

### (3) 実施期間

随時実施します。(ただし、12月29日から1月3日までを除く。)

**なお、夜間の開催については、別途ご相談ください。**

### (4) 講座の例

- ・消費生活問題関連：最近の消費者トラブルとその対処法(高齢者/障害者/一般向け)など
- ・商品関連：製品事故に遭わないために など
- ・SDGs 関連：エシカル消費 など

### (5) 会場設営等

会場の確保・設営及びその費用は、申込者の方でお願いします。

### (6) 申込み手続

**講座開催の概ね1カ月前までに電話等で日程調整の後、「富山県消費生活出前講座」申込書(富山県消費生活センターホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、FAXか郵送により消費生活センターへ申し込んでいただきます。富山県電子申請サービスから申し込んでいただくこともできます。**

### (7) 申込み先 富山県消費生活センター

TEL 076-432-2949 FAX 076-431-2631